

★医療計画の中間見直しの位置づけ

- 平成30年度から開始した島根県保健医療計画は、その計画期間を6年としている（平成30（2018）～令和5（2023）年度）。
- 都道府県が策定している医療計画については、医療法において、在宅医療その他必要な事項について、3年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要がある場合は変更することとしている（医療法第30条の6）。（*中間見直しは今回が初めて）
- 都道府県の医療計画の策定に当たっては、策定時に厚生労働省が「医療計画作成指針」（以下「指針」という。）を示しているが、医療計画の中間見直しに当たっては、同省から指針が修正された上で示された（令和2年4月13日付け医政地発0413第1号）。
- 国の指針の修正を踏まえ、以下の項目について医療計画の中間見直しを実施することとしたい。

★見直し項目

- ① 5疾病・5事業および在宅医療について（国の指針に基づく見直し）
- 国の示す指針に基づき、疾病・事業の各分野において、「現状と課題」「施策の方向」を記載する。
 - ・ 第5章第2節（疾病・事業ごとの医療提供体制の現状、課題及び施策の方向）
（資料5参照）
- ② 新型コロナウイルス感染症について（本県独自の見直し）
- 今般の新型コロナウイルス感染症の流行について記載する。
 - ・ 第6章第5節（感染症保健・医療対策）
 - ・ 第6章第7節（健康危機管理）

★スケジュール

（全県編）

令和2年12月までに本庁各課の記載を取りまとめる。

令和3年3月医療審議会において、たたき台として示す。

令和3年6月医療審議会：素案提示 パブコメ

令和3年9月医療審議会：承認

（圏域編）

令和2年10月見直し作業開始（時点修正含む）

令和2年12月全県編のたたき台を提示。これを参考に修正作業を進める。

令和2年3月までに、保健医療対策会議で承認